

公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行のための管理運営・監査規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京家政大学、同大学院及び同短期大学部（以下、「本学」という。）における公正な研究活動の奨励及びそれに基づく公的研究費の取扱いに係る適正な使用の管理運営・監査について定めることを目的とする。

- 2 理事長及び学長のもと、研究科長、学部長は、本学の研究者としての行動規範に基づき、本学教員の透明性のある公正な研究活動を奨励しなければならない。本学教員の研究活動及びその成果は、学園年報或いは本学ホームページに公開することを原則とする。
- 3 研究活動及び公的研究費の使用に対する不正行為防止については研究科長、学部長を責任者として研究倫理教育計画及びコンプライアンス推進計画を別途定めるものとする。
- 4 研究費に係る経理処理は、文部科学省等から示された規則に従い、事務局・その他関係部署および当該研究者が責任をもって行うものとする。

(定義)

第2条 この規程における「公的研究費」とは国や独立行政法人から交付される研究費及び私学助成金などのうち、研究活動に使用する資金（学内研究費・教育費）すべてを含むものとする。

- 2 この規程における「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背き、研究活動や研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為のことであり、具体的には次のことをいう。
 - (1) 研究の結果得られたデータの捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用
 - (2) 他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿
 - (3) 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ
- 3 この規程における「適正使用」とは、研究費の使用について、それぞれのルールを遵守し研究活動の遂行において、本来使用されるべきものとは異なる費用に流用しないということであり、主として次に掲げることを行わない。
 - (1) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
 - (2) 実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
 - (3) 実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。
- 4 この規程における「研究者等」とは、研究者のみならず、助手や将来研究者を目指す者など広く研究に関わる者を含む。

第二章 責任体制及び職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学に大学全体を統括し公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行の管理運営・監査について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

- 3 最高管理責任者は、第4条、第5条及び第6条に定める統括管理責任者、管理責任者（研究活動）、管理責任者（研究費）、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行をするための管理運営・監査が実施できるように取り計らわねばならない。

（統括管理責任者及び管理責任者）

第4条 公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な管理運営・監査業務を大学全体で組織的に実際に進めるために統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者のもとに公正な研究活動の奨励に関する事項を担当する管理責任者（研究活動）を置く。
- 4 管理責任者（研究活動）は、教学担当常務理事をもって充てる。
- 5 統括管理責任者のもとに公的研究費の適正な執行に関する事項を担当する管理責任者（研究費）を置く。
- 6 管理責任者（研究費）は、財務担当常務理事をもって充てる。
- 7 管理責任者（研究活動）は、第5条に定める研究倫理教育責任者を、管理責任者（研究費）は、第6条に定めるコンプライアンス推進責任者をそれぞれ統括し、業務を指示する。

（研究倫理教育責任者）

第5条 大学の学部等において、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として管理責任者（研究活動）のもとに研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、学部等における研究倫理の実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 研究倫理教育責任者には、大学院においては研究科長、学部においては各学部長、短大においては各科長並びに図書館・生活科学研究所・女性未来研究所・博物館・国際交流センター・生涯学習センター・臨床相談センター・地域連携推進センター・ヒューマンライフ支援センター・学修・教育開発センター・かせい森のクリニックの各部局長、教育支援センター所長、同事務部長、同次長、学生支援センター所長、同事務部長、同次長及び狭山学務部長、同事務部長、同次長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、毎年度、管理責任者（研究活動）の指示のもと当該関連部局において次の業務を行うとともに、実施状況を管理責任者（研究活動）に報告する。
 - (1) 行動規範の作成
 - (2) 研究倫理教育のプログラム作成
 - (3) 研究倫理教育の受講、及び管理
 - (4) 学内研究者への義務内容の作成
 - (5) 若手研究者への支援プログラムの作成
 - (6) 研究活動に関する相談体制の作成
 - (7) その他、管理責任者（研究活動）から指示された事項
- 4 研究倫理教育責任者は、前項の業務を遂行するために必要に応じて当該関連部局所属教職員から研究倫理教育副責任者を指名することができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 大学の学部等及び事務局において、公的研究費の管理運営・監査について実質的な責任と権限を持つ者として管理責任者(研究費)のもとにコンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、各部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、大学院においては研究科長、学部においては各学部長、短大においては各科長並びに図書館・生活科学研究所・女性未来研究所・博物館・国際交流センター・生涯学習センター・臨床相談センター・地域連携推進センター・ヒューマンライフ支援センター・学修・教育開発センター・かせい森のクリニックの各部局の長、総務部長、同次長、財務部長、同次長、コンピュータシステム管理センター所長、教育支援センター所長、同事務部長、同次長、学生支援センター所長、同事務部長、同次長、狭山学務部長、同事務部長、同次長及びアドミッションセンター事務部長、同次長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、管理責任者(研究費)の指示のもと当該関連部局において次の業務を行うとともに、実施状況を管理責任者(研究費)に報告する。

- (1) コンプライアンス教育の実施と受講管理
- (2) 公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導
- (3) 公的研究費に関する相談
- (4) その他、管理責任者(研究費)から指示された事項

4 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を遂行するために必要に応じて当該関連部局所属教職員からコンプライアンス推進副責任者を指名することができる。

第三章 適正執行計画の推進

(管理運営・監査委員会)

第7条 公正な研究活動の推進とそれに伴う研究費の取扱いに係る管理運営・監査委員会(以下、「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会の委員の構成は次に掲げる者とする。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 管理責任者(研究活動)、管理責任者(研究費)
- (4) 図書館長
- (5) 研究科長、短期大学部学長から互選により1名
- (6) 家政学部長、人文学部長から互選により1名
- (7) 看護学部長、子ども学部長から互選により1名
- (8) 生活科学研究所、女性未来研究所、博物館、国際交流センター、生涯学習センター、臨床相談センター、ヒューマンライフ支援センター、地域連携推進センター、かせい森のクリニックの各部局の長から互選により1名
- (9) 内部監査室長
- (10) 総務部長、同次長

- (11) 財務部長、同次長
- (12) 教育支援センター所長、同事務部長、同次長
- (13) 学生支援センター所長、同事務部長、同次長
- (14) 学修・教育開発センター所長
- (15) 狭山学務部長、同事務部長、同次長

- 3 必要がある場合には学内外者等を加えることができる。
- 4 互選により選出された者の任期は選出された者が当該職に就いている期間とする。
- 5 管理委員会の事務は、教育支援センター教育・研究支援課が行う。

(管理委員長及び管理副委員長)

第8条 管理委員会に委員長と副委員長を置くものとする。

- 2 委員長は最高管理責任者とし、副委員長を統括管理責任者とする。委員長の事故ある時は副委員長がその職務を代理する。

(管理委員会の運営)

第9条 管理委員会は、委員長が招集し、原則年2回これを行う。

- 2 管理委員会は、構成委員の3分の2以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 管理委員会の議決は、出席構成委員の3分の2以上の多数によらなければならない。
- 4 当該不正使用等に利害関係を有する委員は審議に加わることができない。
- 5 管理委員会の運営事務は主として教育支援センターが行うが必要に応じて財務部または総務部が協力する。

(管理委員会の職務)

第10条 管理委員会は、次に掲げる事項に関する審議・決定を行い、その実施と実態の検証に努め、研究活動の活性化、及び研究費の使用が適正に行われるよう、運営管理監査を行う。

- (1) 競争的公的研究費獲得の奨励と推進に関すること。
- (2) 公的研究費使用に関わる研究者の研究活動の行動規範及び不正行為防止に関すること。
- (3) 研究者等に対する研究倫理教育及び公的研究費の適正な使用方法を周知するための啓発活動と研修等の企画、及び実施に関すること。またその際に公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に誓約書等の提出を求めること。
- (4) 研究活動の点検・指導に関すること。
- (5) 公的研究費の適正な運営管理監査に関すること。
- (6) その他、委員長が必要だと認めたこと。

(研究倫理教育推進部署会議)

第11条 公正な研究活動が実施されるように管理責任者（研究活動）と研究倫理教育責任者をもって研究倫理教育推進担当部署会議を開催する。

- 2 会議の議長を管理責任者（研究活動）とする。
- 3 会議は管理委員会から委譲された権限のもと、関係部局と協力して研究活動の実施基準の明確化・統一化を図り、研究活動が公正に実施されるよう運営計画（公正な研究活動の推進（共同研究代表者への指導を含む）、メンターの配置、研究倫理教育の企画立案、一定期間の研究データの保存・開示など）を策定するとともに点検・指導を行う。また関係者の意識向上に努めるものとする。

（コンプライアンス推進部署会議）

第12条 適正な使用計画を推進するために管理責任者（研究費）とコンプライアンス推進責任者を持ってコンプライアンス推進部署会議を開催する。

- 2 会議の議長を管理責任者（研究費）とする。
- 3 会議は管理委員会から委譲された権限のもと、関係部局と協力して研究費の取り扱いルールの明確化・統一化を図り、適正な使用計画及びモニタリングの方法を策定する。

第四章 適正な運営・管理の基礎となる環境整備

（ルールの明確化・統一化）

第13条 本学園では、公的研究費を全学統一したルールで適正に管理・運営し、定期的に規定の見直しを行う。

- 2 ルールの明確化・統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施し、本学のホームページで公開する。

（調査及び懲戒）

第14条 研究活動及び公的研究費に不正又は不正の疑いがあった場合は、学校法人渡辺学園公益通報に関する規程に則って内部監査室に通報するとともに、速やかに最高管理責任者にも報告する。

- 2 学校法人渡辺学園公益通報に関する規程、学校法人渡辺学園就業規則並びに研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、調査及び懲戒処分を行う。

（理事会等への報告）

第15条 管理委員長は研究者等に適正な使用が行われなかったと認められた場合は、その原因となった制度、運用体制、再発防止の為に実施すべき是正措置について理事会等へ報告し、その意見を求める。

（内部監査部門）

第16条 研究者等の研究費の適正な使用を推進するため、学校法人渡辺学園内部監査規程に定める内部監査室が内部監査を行う。

（内部監査方法）

第17条 内部監査室は、本学園の公的資金の運営・管理体制の整備・運営状況、並びに法

令及び本学園諸規程の遵守状況等について、独立的にモニタリングを実施し、研究者等の研究費の適正な使用を推進するため、学校法人渡辺学園内部監査規程に基づき監査を行う。

(監事及び会計監査人との連携)

第18条 内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効性のあるモニタリングに努める。

(通報体制)

第19条 研究倫理に背く不正行為や公的研究費の不正使用に関する内部通報窓口は、内部監査室とし、外部通報については、通報を受けた者が、速やかに内部監査室に取り次ぐものとする。

2 前項以後の処置については、学校法人渡辺学園公益通報に関する規程に則って行う。

(守秘義務)

第20条 管理委員会委員並びに関係する事務局職員は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。管理委員会委員並びに関係する事務局職員を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正された規程は、平成28年7月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。